

# ローランド 通所リハビリテーション 利用料金表

R1.10.1改定

## (1) 基本となる利用料金

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
提供時間	4-5時間	1,816円	3,834円	509円	597円	684円	794円	904円
	5-6時間			570円	682円	791円	922円	1,051円
	6-7時間			664円	795円	922円	1,075円	1,225円
	7-8時間			704円	841円	978円	1,139円	1,299円
食費(おやつ含)		750円		750円				
日額		--	--	1,632円	1,779円	1,925円	2,097円	2,267円
月額	週1回(月4回)	5,644円	7,878円	6,530円	7,114円	7,699円	8,386円	9,069円
	週2回(月8回)	--	10,878円	13,059円	14,229円	15,398円	16,772円	18,138円
	週3回(月12回)	--	--	19,589円	21,343円	23,097円	25,159円	27,207円
	週4回(月16回)	--	--	26,119円	28,457円	30,796円	33,545円	36,276円

\* 上記日額・週料金は、サービス提供時間帯「7-8時間」で算出しています。

\* 要支援1・2の月額料金には、「リハビリテーションマネジメント加算348円」・「運動器機能向上加算238円」・「サービス提供体制強化加算Ⅰイ」・「介護職員処遇改善Ⅰ」・「**介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ**」を含みます。

\* 要介護1-5の月額料金には、「サービス提供体制強化加算Ⅰイ19円」・「入浴介助加算53円」・「介護職員処遇改善Ⅰ」・「**介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ**」・「中重度者ケア体制加算 21円」・「リハビリテーション提供体制加算 30円」を含みます。

## (2) その他利用料(加算)

介護給付(要介護度1-5)		予防給付(要支援1-2)	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	348円/月	リハビリテーションマネジメント加算	348円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(6ヶ月以内)	897円/月	運動器機能向上加算	238円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(6ヶ月超)	559円/月	栄養改善加算	159円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(6ヶ月以内)	1,182円/月	口腔機能維持管理加算	159円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(6ヶ月超)	844円/月	選択的サービス複数実施加算Ⅰ	507円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(6ヶ月以内)	1,287円/月	選択的サービス複数実施加算Ⅱ	739円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(6ヶ月超)	950円/月	若年性認知症利用者受入加算	254円/月
短期集中個別リハビリテーション加算	116円/日	事業所評価加算	127円/月
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	254円/日	サービス提供体制強化加算Ⅰ(支1)イ	76円/月
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	2,026円/月	サービス提供体制強化加算Ⅰ(支2)イ	152円/月
生活行為向上リハビリ実施加算(3ヶ月以内)	2,110円/月	介護職員処遇改善加算Ⅰ	---
生活行為向上リハビリ実施加算(3ヶ月超6ヶ月以内)	1,055円/月	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	---
生活行為向上リハビリ実施加算継続後減算(6ヶ月超12ヶ月以内)	△15/100円/日	生活行為向上リハビリ実施加算(3ヶ月以内)	950円/月
若年性認知症利用者受入加算	64円/日	生活行為向上リハビリ実施加算(3ヶ月超6ヶ月以内)	475円/月
入浴介助加算	53円/日	生活行為向上リハビリ実施加算継続後減算(6ヶ月超12ヶ月以内)	△15/100円/月
栄養改善加算	159円/回		
栄養スクリーニング加算	5円/回		
口腔機能向上加算	159円/回		
中重度者ケア体制加算	21円/日		
重度療養管理加算	106円/日		
送迎未実施減算(片道)	△50円/回		
社会参加支援加算	13円/日		
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	19円/日		
リハビリテーション提供体制加算	4-5時間	17円/回	
	5-6時間	21円/回	
	6-7時間	25円/回	
	7時間以上	30円/回	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	---		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	---		

## (3) 保険外費用(介護給付・予防給付共通)

理美容代(カット)	3,300円/回	理美容代(パーマ)	6,600円/回
尿取りパット	30円/枚	紙パンツ	150円/枚

注1) 介護サービス費及び加算料金は、期間あたりの保険単位計算になりますので、利用日数により金額(端数)が変わります。

注2) 請求書は、翌月10日に発行致します。ご指定の口座より引落させていただきます。

注3) 加算については個々の対応となりますので、施設相談員までご相談ください。

注4) 「介護職員処遇改善加算Ⅰ」は、総介護サービス費に47/1000が加算されます。

注5) 「**介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ**」は、総介護サービス費に20/1000が加算されます。